



栃木県公報

令和2(2020)年
5月12日(火)
第103号

目次

告 示

○栃木県一般会計補正予算	433
○生活保護法による指定施術機関の指定	439
○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	439
○生活保護法による指定医療機関の事業の休止	440
○土地改良区定款変更の認可	440
○県営住宅の家賃及び割増賃料並びに県営住宅敷地内の駐車場の使用料のうち当該県営住宅を退去した者に係る未収金の徴収事務の委託	440
公 告	
○栃木県自然環境保全地域の保全計画の変更に関する公告	441
○土地改良区役員の退就任	441

告 示

栃木県告示第282号

令和2年度栃木県一般会計補正予算(第2号)については、令和2(2020)年4月28日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

令和2(2020)年5月12日

栃木県知事 福田 富一

1 令和2年度栃木県一般会計補正予算(第2号)

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に関し、国の緊急事態宣言の対象区域が全国に拡大されたことを受け、県の要請・協力依頼に応じて休業した事業者への協力金の支給を行うとともに、国の緊急経済対策に呼応し、医療提供体制の整備や中小企業の資金繰りの支援等を行うなど、必要な対策を迅速かつ適切に講じることとして編成したものである。

補正予算の総額は、248億7,129万円の増額となり、既定予算が8,449億7,471万円であったので、補正後の予算総額は、8,698億4,600万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 県 税	250,000,000		250,000,000
2 地方消費税清算金	88,688,000		88,688,000
3 地方譲与税	37,297,000		37,297,000
4 地方特例交付金	1,500,000		1,500,000
5 地方交付税	129,800,000		129,800,000
6 交通安全対策特別交付金	600,000		600,000
7 分担金及び負担金	2,797,778		2,797,778

8	使用料及び手数料	11,308,210		11,308,210
9	国庫支出金	109,929,470	7,893,190	117,822,660
10	財産収入	1,491,970		1,491,970
11	寄附金	260,490	500,000	760,490
12	繰入金	23,363,991	716,000	24,079,991
13	繰越金	2,113,590		2,113,590
14	諸収入	72,624,211	15,762,100	88,386,311
15	県債	113,200,000		113,200,000
	合計	844,974,710	24,871,290	869,846,000

(2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 議会費	1,475,418		1,475,418
2 総務費	38,577,741	50,000	38,627,741
3 民生費	107,061,885	249,052	107,310,937
4 衛生費	56,297,532	3,158,637	59,456,169
5 労働費	2,123,011	274,153	2,397,164
6 農林水産業費	35,367,048	660,759	36,027,807
7 商工費	58,020,556	19,191,533	77,212,089
8 土木費	90,857,360		90,857,360
9 警察費	48,063,627	19,603	48,083,230
10 教育費	187,885,581	767,553	188,653,134
11 災害復旧費	24,895,916		24,895,916
12 公債費	102,463,885		102,463,885
13 諸支出金	91,385,150		91,385,150
14 予備費	500,000	500,000	1,000,000
合計	844,974,710	24,871,290	869,846,000

(3) 歳出(性質別)

(単位 千円)

区分	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 職員費	201,945,644		201,945,644
2 公共事業費	61,295,292		61,295,292
3 建設事業費	64,139,305	674,826	64,814,131
4 公債償還費	102,463,885		102,463,885
5 主要義務費	133,875,636	33,810	133,909,446
6 税交付金等	91,385,150		91,385,150

7	一般行政費	83,605,488	8,586,334	92,191,822
8	受託事務費	2,085,748		2,085,748
9	県単補助金	15,444,795	424,720	15,869,515
10	県単貸付金	56,708,084	15,151,600	71,859,684
11	災害復旧費	24,820,283		24,820,283
12	直轄事業負担金	7,205,400		7,205,400
	合計	844,974,710	24,871,290	869,846,000

部局別主要事業

(単位 千円)

事業名	予算額	説明
[経営管理部] 1 新型コロナウイルス感染症対策予備費	500,000	新型コロナウイルス感染症に係る今後の緊急的な支出に備えるための経費
[県民生活部] 2 感染症対策広報費	50,000	新型コロナウイルス感染症に係る県の対応等の広報に要する経費 ・事業内容 新聞への広告の掲載、テレビ・ラジオにおけるCMの放送等
3 婦人保護施設等感染拡大防止対策事業費	1,500	婦人相談所等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に要する経費 ・事業内容 保健衛生用品の購入等
[保健福祉部] 4 感染拡大防止対策事業費	203,752	医療機関等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策支援に要する経費の補正 (補正前) 103,365 → (補正後) 307,117 ・事業内容 マスク及び消毒液等の一括購入・配布等
5 生活困窮者自立支援事業費	12,545	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等の実施に要する経費の補正 (補正前) 78,190 → (補正後) 90,735 ・事業内容 住居確保給付金の支給等
6 介護予防普及啓発事業費	1,793	通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報に要する経費 ・事業内容 本県で作成した体操動画の紹介、介護予防のための情報発信
7 通所介護事業者等サービス継続緊急対策事業費	7,800	休業要請を受けた通所介護事業者等におけるICTを活用した利用者の安否確認への助成 ・補助対象 ICT機器(職員用スマートフォン、利用者宅タブレット等)の購入又はリース ・補助率 1/2(国 1/3、県 1/6)以内 ・補助限度額 300千円
8 介護施設等感染拡大防止対策事業費	216,000	介護施設等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策支援に要する経費の補正

		(補正前) 159,858 → (補正後) 375,858 ・補助対象 簡易陰圧装置 ・補助率 10/10 ・補助限度額 4,320千円
9 感染症対策費	28,685	感染症対策に要する経費の補正 (補正前) 22,761 → (補正後) 51,446 ・事業内容 感染症診査協議会の開催、患者移送等
10 感染症医療費	32,310	感染症入院患者への医療費助成に要する経費の補正 (補正前) 1,077 → (補正後) 33,387
11 新型コロナウイルス感染症医療提供体制等整備事業費	2,580,141	新型コロナウイルス感染症対策のための医療機関の体制等整備に要する経費の補正 (補正前) 140,877 → (補正後) 2,721,018 1 外来協力医療機関設備整備費 71,609 ・補助率 10/10 (国 1/2、県 1/2) 2 入院協力医療機関設備整備費 1,605,319 ・補助率 10/10 (国 1/2、県 1/2) 3 PCR検査体制強化等事業費 2,514 4 軽症者等療養体制確保事業費 700,248 5 国立病院機構等医療提供体制等整備事業費 200,451 ・補助率 国 10/10
12 地域外来・検査センター整備事業費	300,000	ウォークイン方式等の地域外来・検査センターの整備に要する経費 ・事業内容 簡易診察室、検査装置、簡易陰圧装置等の整備
13 市町村地域生活支援事業費	5,567	市町が障害者総合支援法に基づき実施する事業への助成に要する経費の補正 (補正前) 289,272 → (補正後) 294,839 ・事業主体 市町 ・補助対象 新型コロナウイルスへの対応に係る支援に必要な人件費や消毒液の購入等 ・補助率 国 1/2 (直接)、県 1/4
14 緊急時遠隔手話通訳サービス推進事業費	3,847	遠隔手話サービスを利用した聴覚障害者の相談体制の整備に要する経費 ・事業内容 遠隔手話を行うための通信機器 ・設置場所 障害福祉課並びにとちぎ視聴覚障害者情報センター及び広域健康福祉センター
15 新型コロナウイルス感染症対応心のケア支援事業費	13,749	新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援体制の整備に要する経費 1 心のケア相談窓口設置費 2,466 ・事業内容 公認心理師等と連携した相談窓口の設置 ・設置場所 精神保健福祉センター等 2 SNS相談事業費 11,283 ・事業内容 SNSを活用したオンライン相談体制の整備
[産業労働観光部] 16 マスク等医療関連製品生産設備導入支援事業費	174,100	県内事業者が行うマスク等医療関連製品生産設備の導入に対する助成 1 マスク等生産設備導入支援事業費 54,000 ・事業主体 国のマスク等生産設備導入補助金を活用する事業者

		<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 設備備品費 中小企業 国 3/4 (直接)、 県 1/4 中小企業以外 国 2/3 (直接)、 県 1/3 付帯費用 県定額 (上限1,000千円) 2 医療関連製品等生産設備導入支援事業費 120,000 ・事業主体 医療関連製品等の生産設備を導入する事業者 (国のマスク等生産設備導入補助金を活用する者を除く) ・補助率 中小企業 3/4、中小企業以外 2/3 3 事業可能性評価委員会開催費 100
17産業活性化金融 対 策 費	15,151,600	<p>売上高等が減少している県内中小企業を支援するための「新型コロナウイルス感染症パワーアップ資金」の貸付けに要する経費 [資金の概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融 資 枠 500億円 ・融資対象者 (1)新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上高等が減少している中小企業 (2)危機関連保証を利用する中小企業 ・融資限度額 3,000万円 ・融 資 利 率 1.2%以内 ・融 資 期 間 10年以内 (うち据置期間5年以内) ・協 調 倍 率 3.3倍
18新型コロナウイルス 感染症対策パワー アップ資金利子補給 事 業 費	610,500	<p>新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金を利用した中小企業への利子補給に要する経費</p> <p>1 利子補給金 550,000</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補給対象 令和2(2020)年5月1日から令和3(2021)年1月末日までに実行された融資 ・補給期間 融資実行後3年間 ・補給割合 10/10 ・債務負担行為限度額 1,700,000千円 <p>2 支払業務委託費 60,500</p>
19地域企業再起支援 事 業 費	100,000	<p>中小企業が環境変化に対応するための機械装置の導入等に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 機械装置費、商品開発費等 ・補助率 2/3 (国 4/9、県 2/9) ・補助限度額 10,000千円
20新型コロナウイルス 感染拡大防止協力金	3,050,000	<p>県の緊急事態措置による休業要請等に応じた事業者への協力金の支給に要する経費</p> <p>1 協力金 3,000,000</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額 100千円 (事業所を賃借している場合は100千円、複数賃借している場合は200千円を加算) <p>2 受付等業務委託費 50,000</p>
21新型コロナウイルス 感染症関連経営再建 相 談 事 業 費	5,333	<p>中小企業の経営再建計画策定等への支援に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 専門家派遣による相談、計画策定支援等
22教育旅行等需要回復 準 備 事 業 費	100,000	<p>感染症拡大の収束後に観光需要を回復させるための教育旅行商品の造成等に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 令和2(2020)年9月からの実施に向けた旅行商品の造成等

23 勤 労 者 福 利 資 金 対 策 費	1,200	勤労者の生活の安定を図るための貸付け等に要する経費の補正 (補正前) 21,529 → (補正後) 22,729 ・ 補給対象 令和 3 (2021) 年 3 月までに融資実行された失業者向け生活資金に係る利子・保証料 ・ 補給期間 融資実行後 5 年間 ・ 補給割合 10/10 ・ 債務負担行為限度額 3,672 千円
24 と ち ぎ テ レ ワ ー ク 環 境 整 備 導 入 支 援 事 業 費	10,000	県内中小企業が行うテレワークの導入に対する助成 ・ 事業主体 国の働き方改革推進支援助成金を活用してテレワークを新規で導入する中小企業 ・ 補助対象 通信機器の導入及び就業規則の作成等 ・ 補 助 率 国 3/4 又は 1/2 (直接)、県 1/4 (上限 500 千円)
25 雇 用 確 保 推 進 事 業 費	262,953	県内中小企業における雇用継続の支援に要する経費 1 中小企業雇用継続支援事業費 247,315 (1) 中小企業雇用継続支援補助金 239,520 ・ 事業主体 国の雇用調整助成金の支給決定を受けた中小企業 (最近 1 か月の売上が前年同月に比較して 50% 以上減少、かつ従業員を解雇等しない場合に限る) ・ 補助対象 令和 2 (2020) 年 4 月から 6 月までの休業手当に要する費用 ・ 補 助 率 国 9/10 (直接)、県 1/10 (2) 支給事務費 7,795 ・ 事業内容 中小企業雇用継続支援補助金の受付、審査等 2 雇用調整助成金活用促進事業費 15,638 ・ 事業内容 申請書類の作成等を支援するためのアドバイザーの派遣
〔農政部〕 26 地 産 地 消 元 気 ア ッ プ ・ 牛 肉 給 食 推 進 事 業 費	619,950	小中学校等給食における和牛肉等県産牛肉及び食育教材の提供に要する経費 ・ 対 象 県内小中学校等 ・ 実施回数 3 回以内
27 農 業 労 働 力 確 保 緊 急 支 援 事 業 費	40,809	農業大学生等が必要な農業技術を習得するための研修用機械設備の導入に要する経費 ・ 整備内容 いちご栽培連棟ハウス改修、トマト用養液栽培装置整備、いちご栽培研修用機械設備整備等
〔教育委員会事務局〕 28 特 別 支 援 学 校 ス ク ー ル バ ス 感 染 症 対 策 事 業 費	21,061	特別支援学校のスクールバスでの感染リスクの低減を図るための取組に要する経費 ・ 事業内容 スクールバス登校便の増便 ・ 対 象 校 11 校 1 分校
29 県 立 学 校 感 染 症 対 策 事 業 費	76,035	県立学校における新型コロナウイルス感染症対策に要する経費 ・ 事業内容 保健衛生用品の購入
30 補 習 等 の た め の 指 導 員 等 派 遣 事 業 費	75,499	学校の臨時休業に伴う未指導分の補習等に必要な学習指導員の配置に要する経費 ・ 配置先 公立小・中学校 (県立中学校を除く) ・ 配置数 148 人 (各中学校区に 1 人)

31テレビ放送を活用した家庭学習支援事業費	60,000	テレビ放送を活用した学習番組の提供による家庭学習の支援に要する経費 ・事業内容 県内の小・中学校及び高校生を対象とした家庭学習用番組の制作及び放送
32県立学校ICT環境整備事業費	534,017	国の「GIGAスクール構想」に基づくICT環境整備に要する経費 ・事業内容 タブレット端末の整備 ・対象校 17校1分校(県立中学校及び特別支援学校(小中)) ・整備台数 4,300台
33修学旅行追加的費用支援事業費	941	修学旅行の中止による保護者の経済的負担軽減のための助成 ・補助対象 令和2(2020)年3月に出発を予定していた修学旅行の中止により発生したキャンセル料 ・補助率 定額 ・補助上限額 児童生徒一人当たり12,060円
[警察本部] 34新型コロナウイルス感染症対策装備資機材費	19,603	新型コロナウイルス感染症の対策に必要な装備資機材等の整備に要する経費 ・整備内容 マスク、消毒液、噴霧器、感染症防護キット等

(財政課)

栃木県告示第283号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和2(2020)年5月12日

栃木県知事 福田 富一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
令和2(2020)年 2月20日	岸 修一	-	KEiROW 小山ステーション	小山市花垣町1-7-6

栃木県告示第284号

次の指定医療機関から、生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和2(2020)年5月12日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

廃止年月日	名 称	所 在 地
令和 2 (2020) 年 2 月 29 日	ピノキオファーマシーズ那須店	大田原市町島水口前1095-1
令和 2 (2020) 年 2 月 29 日	うさぎ調剤薬局相生店	足利市相生町387-1

栃木県告示第285号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和 2 (2020) 年 5 月 12 日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

休 止 年 月 日	名 称	所 在 地
令和 2 (2020) 年 3 月 1 日	伊藤歯科医院	栃木市城内町 2-27-15

(保健福祉課)

栃木県告示第286号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和 2 (2020) 年 5 月 12 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
上 飯 田 土 地 改 良 区	令和 2 (2020) 年 4 月 27 日

(農地整備課)

栃木県告示第287号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により令和 2 (2020) 年 4 月 1 日付けで次のとおり県営住宅の家賃及び割増賃料並びに県営住宅敷地内の駐車場の使用料のうち当該県営住宅を退去した者に係る未収金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 2 (2020) 年 5 月 12 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 委託事務の内容

栃木県県営住宅条例（平成9年栃木県条例第1号）の規定に基づく県営住宅の家賃及び割増賃料並びに県営住宅敷地内の駐車場の使用料のうち当該県営住宅を退去した者に係る未収金の徴収事務

2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市大宮区大門町 1-1 ミナトビル 5 階

(2) 名称

弁護士法人ライズ綜合法律事務所

3 委託期間

令和 2 (2020) 年 4 月 1 日から令和 3 (2021) 年 3 月 31 日まで

(住宅課)

公 告

○栃木県自然環境保全地域の保全計画の変更に関する公告

自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第13条第1項の規定に基づき栃木県自然環境保全地域の保全計画を変更したいので、自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則(昭和49年栃木県規則第15号)第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

なお、栃木県自然環境保全地域の保全計画の変更案については、令和2(2020)年5月12日から同月26日まで栃木県環境森林部自然環境課及び県北環境森林事務所において縦覧に供するので、当該地域の区域に係る住民及び利害関係人で意見を述べようとするものは、縦覧に供された案について縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和2(2020)年5月12日

栃木県知事 福田 富一

栃木県自然環境保全地域の保全計画の変更案の概要

1 栃木県自然環境保全地域の名称

七千山自然環境保全地域

2 変更の概要

七千山自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定し、及び当該特別地区の区域内に野生動植物保護地区を指定する。

(1) 七千山特別地区

ア 区域

那須塩原市百村字深山3104番地の3及び3104番地の4のうち栃木・福島県境の尾根部から栃木県側に幅20m

イ 面積

9.88ha

ウ 主要保全対象

亜高山帯の生物相

(2) 七千山野生動植物保護地区

ア 区域

七千山特別地区の全域

イ 面積

9.88ha

ウ 保護すべき野生動植物の種類

(植物)

タテヤマウツボグサ、ウラジロヨウラク、ハクサンチドリ

(自然環境課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2(2020)年5月12日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日

日 光 市 土地改良区	理 事	阿久津正重		日光市塩野室町752- 1	令 和 2 (2020). 2 . 27	
	〃		阿久津道夫	〃 〃 738- 2		令 和 2 (2020). 3 . 15
城 山 土地改良区	理 事	宮内 章作		宇都宮市駒生町2001	令 和 2 (2020). 3 . 31	
	〃	鈴木 嗣夫		〃 下荒針町3097- 1	〃	
	〃	芝崎 博		〃 福岡町921	〃	
	〃	阿部 正義		〃 下荒針町3258- 4	〃	
	〃	村山 浩一		〃 大谷町1792	〃	
	〃	伊澤 欽一		〃 駒生町2387	〃	
	〃	石川 守		〃 下荒針町2454	〃	
	〃	松島 健二		〃 飯田町1122	〃	
	〃	阿部 清治	阿部 清治	〃 下荒針町3411- 1	〃	令 和 2 (2020). 4 . 1
	〃	金澤 誠	金澤 誠	〃 〃 2198	〃	〃
	〃	伊澤 包之	伊澤 包之	〃 駒生町1818	〃	〃
	〃	大垣 利夫	大垣 利夫	〃 福岡町534- 1	〃	〃
	〃	高秀 和夫	高秀 和夫	〃 〃 632	〃	〃
	〃	鈴木 哲男	鈴木 哲男	〃 田野町826	〃	〃
	〃	小野口 卓	小野口 卓	〃 〃 156- 1	〃	〃
	〃	鈴木 忠夫	鈴木 忠夫	〃 下荒針町2247- 2	〃	〃
	〃	大柿 忠幸	大柿 忠幸	鹿沼市栃窪115- 3	〃	〃
	〃	竹澤 利一	竹澤 利一	宇都宮市下荒針町3864	〃	〃
	〃		菊地 亘	〃 福岡町904- 2		〃
	〃		伊藤雄二郎	〃 大谷町1446		〃
	〃		石川 均	〃 下荒針町2678-64		〃
	〃		宮内 靖治	〃 駒生町2001		〃
	〃		杉浦 守	〃 〃 2112		〃
〃		保田 章	〃 〃 1551		〃	
〃		御子貝 博	〃 下荒針町3055		〃	
〃		松島 秀行	〃 飯田町878- 1		〃	
監 事	麦倉てる子	麦倉てる子	〃 下荒針町3638	令 和 2 (2020). 3 . 31	〃	

	監事	石下 征夫	石下 征夫	宇都宮市大谷町1446	令和2 (2020). 3.31	令和2 (2020). 4.1	
	〃	横田 章	横田 章	〃 福岡町899	〃	〃	
清原南部 土地改良区	理事	黒崎 昭一		宇都宮市上籠谷町1033-2	令和2 (2020). 3.31		
	〃	丸山 栄二		〃 〃 3359-1	〃		
	〃	大塚 弘之		〃 〃 819	〃		
	〃	古田土章好		〃 氷室町2782-3	〃		
	〃	半田 栄		〃 〃 2580	〃		
	〃	鈴木 國造		〃 〃 2637	〃		
	〃	乙貫 操		〃 〃 1487-3	〃		
	〃	黒崎 貞造		〃 〃 2931	〃		
	〃	吉田 俊一		〃 〃 129	〃		
	〃	野澤 重夫		〃 〃 1495-2	〃		
	〃	山口 正光		〃 〃 2625	〃		
	〃	大塚 拓生		〃 〃 2667-1	〃		
	〃	佐々木佳治		〃 上籠谷町681	〃		
	〃	山口 靖男		〃 〃 851	〃		
	〃	岡本 芳明	岡本 芳明	〃 〃 1739-1	〃	令和2 (2020). 4.1	
	〃	大根田克代	大根田克代	〃 〃 426	〃	〃	
	〃	山口 吉光	山口 吉光	〃 〃 690	〃	〃	
	〃	山口 幸夫	山口 幸夫	〃 〃 2937	〃	〃	
	〃	川上 晴美	川上 晴美	〃 氷室町2705	〃	〃	
	〃	小堀 治利	小堀 治利	〃 〃 2561	〃	〃	
	〃	大塚 功一	大塚 功一	〃 〃 2605	〃	〃	
	〃	福田 修史	福田 修史	〃 〃 251	〃	〃	
	〃	大塚 里志	大塚 里志	〃 上籠谷町1396	〃	〃	
	〃	菅谷 忠夫	菅谷 忠夫	〃 氷室町204	〃	〃	
	〃	監事	芝野 孝幸		〃 上籠谷町2920-2	〃	
	〃	〃	大森 澄雄	大森 澄雄	〃 氷室町1451-3	〃	令和2 (2020). 4.1
〃	〃	大塚 満男	大塚 満男	〃 上籠谷町495	〃	〃	
〃	〃		糸川 光久	〃 〃 2492		〃	

栃 木 市 土地改良区	理 事	篠崎 藤重		栃木市尻内町306	令 和 2 (2020). 3 . 31	
	〃	石川 雅章		〃 鍋山町84	〃	
	〃	中田 芳宏		〃 大塚町2214	〃	
	〃	久保 孝明		〃 宮町334	〃	
	〃	田中 芳男	田中 芳男	〃 鍋山町649	〃	令 和 2 (2020). 4 . 1
	〃	野尻 徳雄	野尻 徳雄	〃 川原田町907- 1	〃	〃
	〃	野尻 甚一	野尻 甚一	〃 〃 609- 2	〃	〃
	〃	渡辺喜三郎	渡辺喜三郎	〃 新井町727	〃	〃
	〃	若色 昭松	若色 昭松	〃 大塚町1000- 1	〃	〃
	〃	川田 佐一	川田 佐一	〃 梅沢町29	〃	〃
	〃	影山 健治	影山 健治	〃 尻内町794	〃	〃
	〃	高久 守	高久 守	〃 野中町852- 1	〃	〃
	〃	猪野 廣治	猪野 廣治	〃 皆川城内町974	〃	〃
	〃	増山 登	増山 登	〃 千塚町1026	〃	〃
	〃	新村 芳弘	新村 芳弘	〃 高谷町337- 2	〃	〃
	〃	長 昌光	長 昌光	〃 惣社町1920	〃	〃
	〃		細川 茂	〃 尻内町604		〃
	〃		高杉 昌夫	〃 鍋山町125- 7		〃
	〃		日向野 猛	〃 宮町446- 1		〃
	〃		柏崎 弘行	〃 大塚町3505		〃
	〃		田村 一郎	〃 国府町599- 2		〃
	監 事	細川 茂		〃 尻内町604	令 和 2 (2020). 3 . 31	
	〃	巻島 勘一		〃 大皆川町254	〃	
	〃	飯島 稔		〃 大塚町411	〃	
	〃		坂本 一次	〃 尻内町334		令 和 2 (2020). 4 . 1
	〃		田島 英司	〃 吹上町212		〃
〃		荒川 憲一	〃 大塚町1608		〃	

(農地整備課)